

## Gard Alert

# カリフォルニア州の低硫黄燃料規制は今後も継続施行

こちらは、英文記事「[California's low sulphur fuel regulation remains in force](#)」（2016年4月14日付）の和訳です。

今後2年間、カリフォルニア州規制水域を航行する船舶は、引き続き2種類の船舶排気規制の対象となります。

### 規制の背景

カリフォルニア大気資源局（California Air Resources Board [CARB]）による外航船（OGV）燃料規制は、南カリフォルニアおよびカリフォルニア州全域において望ましい大気環境を達成しようという、同州の計画の非常に重要な要素です。そのため、2014年1月1日以降、カリフォルニア州沿岸の24海里以内（カリフォルニア州規制水域）を航行する船舶は、硫黄分が質量0.1%以下の留出燃料の使用を義務付けられてきました。

2015年1月1日、北米排出規制水域（ECA）（MARPOL条約付属書VIで規定）を航行する船舶に対する燃料油の硫黄分上限値も0.1%に引き下げられ、また、北米ECAの範囲は米国西岸沖の200海里であることから、カリフォルニア州規制水域もその対象範囲に含まれます。しかし、ECA規制では、排ガス清浄装置や留出油以外の低硫黄燃料の使用などの代替オプションに関する規定が存在しますが、カリフォルニア州OGV燃料規制ではこれについては明確に規定されていないなど、両規制は同一という訳ではありません。2015年1月1日から、両規制の下での排出削減達成度に関するCARBによる精査・比較が実施されるまでの間、カリフォルニア州規制水域を航行する船舶は、カリフォルニア州OGV燃料規制およびECA規制の両方を遵守することを義務付けられてきました。詳細につきましては、過去のGard Alert<sup>1</sup>をご参照ください。

### CARBによる規制精査の結論

今般、カリフォルニア州OGV燃料規制およびECA規制の下での排出削減達成度の精査・比較プロセスが終了しました。2016年4月7日付のCARBの[Marine Notice 2016-1](#)では、両規制が規定する硫黄分上限値は現在同一であるものの、以下の結論に至った旨が述べられています。

- ECA規制の遵守だけでは、カリフォルニア州規制水域内で望ましい排出削減を達成できる可能性は低いこと。および、
- カリフォルニア州OGV燃料規制は、少なくとも再評価が実行されるまでのあと2年間、継続施行されること。



<sup>1</sup> 「[カリフォルニア - 硫黄分上限 0.1%に対する違反](#)」（2015年11月4日付）、「[California low sulphur fuel changes 1 January 2014](#)」（2014年2月26日付）（英文のみ）、「[Amendments to the California Clean Fuel Regulations](#)」（2011年11月5日付）（英文のみ）

## 推奨事項

カリフォルニア州規制水域（カリフォルニア州沿岸の 24 海里内）を運航船が航行する際には、適用される排気規制に関する CARB の結論に注意するとともに、引き続き船舶がカリフォルニア州 OGV 燃料規制および MARPOL 条約付属書 VI に基づく北米 ECA 要件の両方を確実に遵守するようにしてください。

代替の排出制御技術や蒸留油以外の燃料油を使用することで ECA 規制を遵守している船舶が、カリフォルニア州規制水域を航行できるようになるための措置として、2014 年 8 月に CARB から適用除外が示されています。これについては、[Marine Notice 2014-1](#) に記載されています。

CARB 関連のさらに詳しい情報については、CARB ウェブサイト [Ocean-Going Vessels - Fuel Rule](#) をご覧ください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。